

リオン
グリーン調達ガイドライン

第2版



2013年10月9日
リオン株式会社

リオングリーン調達ガイドライン

目次

1. 目的	2
2. 基本方針	2
3. 適用範囲	2
3-1 取引先様への適用範囲	
3-2 製品への適用範囲	
3-3 部品・原材料・ユニット等への適用範囲	
4. 要求事項	2
4-1 取引先様の環境への取組みについて	
4-2 原材料、部品及び製品への要求事項	3
禁止物質および管理物質	
4-3 含有の閾値および例外について	
4-3-1 含有の閾値	
4-3-2 含有の例外	
4-4 調査書等の提出	6
4-4-1 グリーン調達調査の流れ	
環境保全調査書(同意書)	
規制物質含有調査票	
5. 規制対象除外の特定について	7
6. 取引先様評価基準	7
7. 用語の定義	7
8. その他	9
8-1 機密保持	
8-2 問い合わせ先	
9. グリーン調達ガイドラインが対象とするリオングループ会社一覧	9

別紙 1 環境保全調査書(同意書)

1. 目的

本ガイドラインはリオンおよびリオングループ各社が製造する製品を構成する原材料、部品、製品に含有する化学物質について、その使用状況を把握、管理し、環境影響を及ぼす化学物質については禁止、削減を目指すことを取引先様に周知徹底し、製品が及ぼす環境負荷の低減を図ることを目的とします。

2. 基本方針

リオンは地球環境保全を目指した、環境に優しい製品を提供するために、使用する資材、サービスの調達における基本方針を以下の通り定めます。

1. 環境保全活動に意欲的な取組みを実践している企業との取引を優先します。
2. 有害化学物質を含まない、環境負荷の少ない原材料、部品、製品の使用を優先します。

3. 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲を以下に示します。

3-1 取引先様への適用範囲

リオンブランドで販売する製品を構成する原材料、部品、製品の取引先様

3-2 製品への適用範囲

- (1) リオングループで設計・製造し、販売する製品
- (2) リオングループが第三者に設計・製造を委託し、リオンブランドで販売する製品
- (3) 第三者が設計・製造を行ったものを、リオンブランドで販売する製品

3-3 部品・原材料・ユニットなどへの適用範囲

- (1) 製品本体・周辺器・ユニット等の部品及び原材料
- (2) 製品の包装材料・包装用部品
- (3) 取扱説明書類
- (4) サービスパーツ

4. 要求事項

4-1 取引先様の環境への取組みについて

取引先様における環境保全活動を次のレベルで評価させていただきます。

レベルⅠ：環境マネジメントシステム ISO14001 などの第三者認証を取得している。
レベルⅡ：第三者認証取得はないが、自社の環境保全活動として以下の三つの項目を満足している。

- ① 経営者による環境方針の策定と従業員への周知を行なっている
- ② 環境保全活動を推進する組織および環境保全計画を有している
- ③ 関連法規制を明確にし、管理している

取引先様には、環境マネジメントシステム ISO14001 の認証取得または、これに準ずる第三者認証を取得されていること(レベルⅠ)を推奨事項とさせていただきます。認証取得が困難な取引先様におかれましては、当社が定める項目(レベルⅡ)に関する取り組みの実施をお願いいたします。

4-2 原材料、部品及び製品への要求事項

製品を構成する原材料、部品及び製品(以下「調達品」という)への含有を規制する物質を表1に定め、次の管理レベルに分類します。

レベルA：禁止物質(15物質)

調達品への含有を禁止する物質。

現行法における次の規制を受けるもの。

- a) 使用の禁止、b) 使用の制限又は、c) 報告義務、又はその他の規制効果

レベルB：管理物質(9物質)

含有を禁止するものではないが、含有量を把握、管理するとともに、その使用量の低減に努める物質。

次の1つ以上の基準に合致するため開示の必要があると業界が判断したもの。

- a) 環境、健康、又は安全の面から重大な影響がある材料や化学物質
b) 有害廃棄物管理を要求される可能性がある材料や化学物質
c) 使用済み製品処理に悪影響を及ぼす可能性のある材料や化学物質

上記のリオンが定めるレベルAの禁止物質及びレベルBの管理物質は、JGPSSI（グリーン調達調査共通協議会の調査対象化学物質リスト：レベルA、調査対象化学物質リスト：レベルBで定める対象化学物質に準じます。

4-3 含有の閾値および例外について

4-3-1 含有の閾値

化学物質の含有/非含有の判定は、調達品に含まれる化学物質又は材料が表2に示す閾値を越える(もしくは同一の値になる)場合を含有とし、それ以外は非含有とします。したがって、調査回答では対象の化学物質が意図的に添加されたか又は閾値レベルを越えて存在するかどうかを Yes または No で回答いただきます。

含有の閾値に関する解釈および表2の内容は、JGPSSI の調査対象化学物質リスト：レベルA、調査対象化学物質リスト：レベルBで定める 閾値に準じます。

4-3-2 含有の例外

使用禁止物質について、(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等)が RoHS 指令 2011/65/EU に規定される除外用途で含有される場合は、含有とみなしません。

含有の例外に関しては、RoHS 指令 2011/65/EU に準じます。

表 1 禁止物質・管理物質リスト

リオン基準	JGPSSI データ		化学物質(群) [*1]	関連する主な法規制等 (管理物質については主な有害性)
	No.	物質(群) 分類 No.		
レベル A 禁止物質	1	A17	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	化審法[*5](第 1 種特定)
	2	A18	トリブチルスズ類(TBT 類) トリフェニルスズ類(TPT 類)	化審法(第 2 種特定)
	3	B05	ポリ塩化ビフェニール類(PCB 類)	化審法(第 1 種特定)、EU 指令
	4	B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 3 以上)	化審法(第 1 種特定)
	5	B09	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長 10~13)	EU 指令(76/769EEC)
	6	C01	アスベスト類	
	7	C02	アゾ染料・顔料(特定アミンを形成するもの)	
	8	C04	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書 オゾン層保護法
	9	C06	放射性物質	原子炉等規制法
	10	A05	カドミウム及びその化合物	EU 指令(RoHS その他)
	11	A07	六価クロム化合物	
	12	A09	鉛及びその化合物	
	13	A10	水銀及びその化合物	
	14	B02	ポリ臭化ビフェニール類(PBB 類)	
	15	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	
レベル B 管理物質	16	A01	アンチモン及びその化合物	急性毒性(刺激作用、胃腸障害)
	17	A02	ヒ素及びその化合物	急性毒性(高度脱水症、呼吸不全)
	18	A03	ベリリウム及びその化合物	皮膚炎、慢性毒性(呼吸器障害、肝機能障害)
	19	A04	ビスマス及びその化合物	急性毒性(刺激作用、呼吸不全)
	20	A11	ニッケル [*2]	皮膚炎
	21	A13	セレン及びその化合物	慢性毒性(貧血、皮膚・胃腸障害)
	22	B08	その他臭素系難燃剤 [*3]	(ダイオキシン原因物質/急性・慢性毒性)
	23	B07	ポリ塩化ビニル(PVC)	
	24	C05	フタル酸エステル類 [*4]	環境ホルモン物質

*1:金属にはその合金を含む

*2:ニッケルは外部利用の場合のみとする。外部利用とは、ニッケルが長時間皮膚に触れる可能性のある用途に使用されている場合のこと。この場合、ニッケルはニッケル合金(例:ステンレス等)に含まれるものを含む。

*3:PBB 類、PBDE 類を除く臭素系難燃剤

*4:対象は次の 5 種の化学物質に限る

フタル酸ジブチル、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジイソノニル、
フタル酸ジイソデシル、フタル酸ブチルベンジル

*5:化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)

表 2 禁止物質および管理物質の閾値レベル

リオン基準	JGPSSI データ		化学物質(群)	閾値レベル [*1]
	No.	物質(群) 分類 No.		
レベル A 禁止物質	1	A17	ビス(トリブチルスズ) = オキシド (TBTO)	意図的添加 [*2]
	2	A18	トリブチルスズ類 (TBT 類) トリフェニルスズ類 (TPT 類)	意図的添加
	3	B05	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB 類)	意図的添加
	4	B06	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	意図的添加
	5	B09	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長 10~13)	意図的添加
	6	C01	アスベスト類	意図的添加
	7	C02	アゾ染料・顔料 (特定アミンを形成するもの)	意図的添加
	8	C04	オゾン層破壊物質	クラス I : 意図的添加 クラス II HCFs: 1000ppm
	9	C06	放射性物質	意図的添加
	10	A05	カドミウム及びその化合物	100ppm または意図的添加
	11	A07	六価クロム化合物	1000ppm または意図的添加
	12	A09	鉛及びその化合物	1000ppm または意図的添加 300ppm (塩化ビニルケーブルのみ)
	13	A10	水銀及びその化合物	1000ppm または意図的添加
	14	B02	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB 類)	1000ppm または意図的添加
	15	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	1000ppm または意図的添加
レベル B 管理物質	16	A01	アンチモン及びその化合物	1000ppm
	17	A02	ヒ素及びその化合物	1000ppm
	18	A03	ベリリウム及びその化合物	1000ppm
	19	A04	ビスマス及びその化合物	1000ppm
	20	A11	ニッケル	1000ppm
	21	A13	セレン及びその化合物	1000ppm
	22	B08	その他臭素系難燃剤	1000ppm
	23	B07	ポリ塩化ビニル (PVC) (開示は閾値を越える量が「存在する」/ 「存在しない」でよい)	1000ppm
	24	C05	フタル酸エステル類	1000ppm

*1: 閾値は [7. 用語の定義] 参照。

閾値レベルの数値は、

レベル A (禁止物質) : 素材に含まれる指定化学物質の質量を素材全体の質量で割ったもの

レベル B (管理物質) : 素材に含まれる指定化学物質の質量を部品又は製品全体の質量で割ったもの

*2: 意図的添加は [7. 用語の定義] 参照。

4-4 調査書等の提出

4-4-1 グリーン調達調査の流れ

前項の要求事項に基づいたグリーン調達調査の流れについて図1に示します。

「取引先様の調査」と「調達品に関する調査」を実施させていただきます。調達品に関する調査は、必要に応じて取引先様がさらに「上流のお取引先」に調査を実施いただき、その結果を取引先様から当社にご回答ください。取引先様には次の調査書等の提出をお願いいたします。

① 環境保全調査書(同意書) (別紙1)

取引先様には、環境保全活動の取組み状況および、グリーン調達の同意について回答をお願いいたします。この結果により、お取引を優先させていただきます。

② 規制物質含有調査書 (調査回答ツール)

当社に納入いただいている原材料、部品、当社の製品に組込む製品について、化学物質含有調査を実施いたします。当社ホームページのグリーン調達ページより調査回答ファイル(JGP ファイル)をダウンロードいただき、パソコンで入力いただきます。パソコン入力ができない場合は手書きフォーマットをご使用いただきます。いずれかの書式にしたがって回答をお願いいたします。

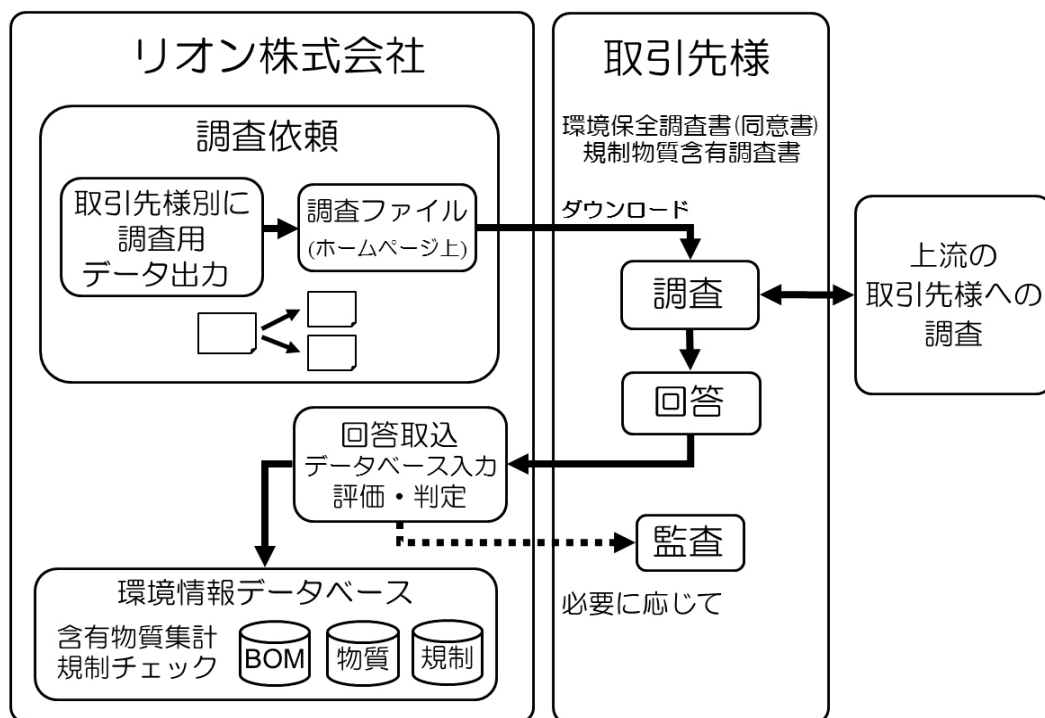


図1 グリーン調達調査の流れ

5.規制対象除外の特定について

製品を上市する対象地域の法規制を逸脱しない限りにおいて、調達品が次に該当する場合は、当該調達品を規制対象除外に特定します。

医療機器又は計測機器製品を構成する調達品が規制有害化学物質を含有する場合において、機器の機能に必要な不可欠な調達品であり、且つ非含有又は他の物質への代替が困難であると判断できる場合。

6.取引先様評価基準

取引先様に対する当社の評価は、評価の指標として従来からの品質(Q)、価格(C)、納期(D)に、グリーン調達に関する環境(E)の指標を加えて評価させていただきます。

環境(E)の評価指標は、環境保全調査と規制物質含有調査の対応により評価させていただきます。

7.用語の定義

グリーン調達を理解いただくために、主な用語について解説します。

【MSDS】

化学物質等安全データシートまたは製品安全データシート。Material Safety Data Sheet の略。労働安全衛生法、化学物質管理促進法(PRTR 法)、毒物及び劇物取締法で MSDS の提供が義務付けられている。グリーン調達調査のための対象化学物質の情報が必ずしもすべて含まれているわけではない。

【ppm】

Part per million の略。100 万分の 1 の意味。100 万分の 1 単位で、含有率・濃度を表すものに使われる。1kg の材料に対してその化学物質が 1mg 含有されるときは、1ppm となる。

【RoHS 指令】

欧州指令(EU 指令)の RoHS 指令 2011/65/EU の略称。電気電子機器に含まれる特定有害化学物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令。2006 年 7 月 1 日以降に EU 市場に上市される電気・電子機器(医療機器及び監視・制御機器は 2014 年 7 月 22 日もしくは 2017 年 7 月 22 日以降に適用)には付属書に記載されている場合を除き、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE を含有してはならない。

【閾値(いきち、しきいち≒許容値)】

数値を判定する境界のこと。含有／非含有のこと。グリーン調達調査でいう閾値は、調査回答を求める化学物質含有量の下限值。

一般には、含有量が閾値以下の場合、含有に関する回答は不要です。

【意図的添加】

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用すること。

【含有】

部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいう。自然に含まれる化学物質(不純物)や、一般の工業的な精製段階において残ってしまうもの(不純物・残留溶剤・未反応モノマー等の残留物)が含まれている場合も含有しているとする。ただし、これらの不純物・残留物に関しては含有であるが、運用上で国内外の法規上問題になる場合を除いて、技術的に予測できる値が無い場合や小さすぎて含有量の情報が得られない場合は、含有しないとする。

【グリーン調達】

一般的には企業が製品・部品等に使用する部品・材料を調達する際に、環境負荷の少ないものを優先して調達したり、そのような配慮をしている企業から優先して調達するという動きのことを広くグリーン調達と呼んでいる。

【サプライチェーン】

本来サプライチェーンとは一般的には、供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売までの一連の業務のつながりをいう。グリーン調達調査では、最終製品の製造までをいい、サプライチェーンには、原材料化学物質メーカー、成型・加工メーカー、部品メーカー、部品を組み立てるメーカー、最終製品メーカー等が関係している。

【使用部位】

使用部位とは部品の構成部位の中で調査対象化学物質を含有している部位のこと。使用部位は、部品名、部品中の要素名等特定が難しいことがあり、納入仕様書、図面、調達先での分類、一般的分類に従い調査先が必要に応じて調査元との協議の上、判断する必要がある。

【不純物】

意図せずに含まれてしまう化学物質のこと。天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質をいう。主原料と区別するために「不純物」と呼ばれる。素材の特性を変える目的で使用する場合は、「含有」として扱う。

8.その他

8-1 機密保持

機密保持が必要な場合は、別途ご連絡ください。

8-2 問合わせ先

グリーン調達ガイドラインに関する問合わせは以下にお願いいたします。

リオン株式会社 購買課

TEL 042-359-7811, -7812

9. グリーン調達ガイドラインが対象とするリオングループ会社一覧

会社名	所在地
リオン株式会社	東京都国分寺市東元町 3-20-41
リオン金属工業株式会社	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 1343
九州リオン株式会社	福岡県福岡市博多区店屋町 5-22
リオンサービスセンター株式会社	東京都八王子市兵衛 2-22-2
リオンテクノ株式会社	東京都八王子市兵衛 2-22-2

別紙 1 環境保全調査書(同意書)

Ver.2.00 2013/10/09